

区分	頁・行	誤	正	備考																																																																
第1編	表3-2	<p>表 3-2 共通仮設率の補正（施工地域、工事場所による補正率）</p> <p>施工地域、工事場所を考慮した共通仮設率の補正は、「表 2-1、2-2、2-3、2-4 工種別共通仮設率表」の値に下表の補正値を加算補正するものとする。</p> <p>なお、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="414 1142 614 1769"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>工事場所が一般交通等影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等影響を受けない場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>地方部</td> <td>工事場所が一般交通等影響を受けない場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設率の補正は、「表 2-1、2-2、2-3、2-4 工種別共通仮設率表」の値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="694 1142 885 1769"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域の人口集中地区（D1-D地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D1-D地区とは、統計省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その半径が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地：施工地域の事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。（山間僻地の判定基準による）</p> <p>離島：施工地域の離島の地区をいう。</p> <p>地方部：施工地域の上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 工事場所の区分は、地方部に依りて行い、以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合</p> <p>① 工事場所において、一般交通の影響を受ける場合</p> <p>② 工事場所において、地下埋設物等の影響を受ける場合</p> <p>③ 工事場所において、500以内に入家等が建ち上がっている場合</p> <p>注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合は、補正率の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設率の補正は、「表 2-1、2-2、2-3、2-4 工種別共通仮設率表」の値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1101 1142 1300 1769"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域の人口集中地区（D1-D地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D1-D地区とは、統計省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その半径が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地：施工地域の事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。（山間僻地の判定基準による）</p> <p>離島：施工地域の離島の地区をいう。</p> <p>地方部：施工地域の上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 工事場所の区分は、地方部に依りて行い、以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合</p> <p>① 工事場所において、一般交通の影響を受ける場合</p> <p>② 工事場所において、地下埋設物等の影響を受ける場合</p> <p>③ 工事場所において、500以内に入家等が建ち上がっている場合</p> <p>注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合は、補正率の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設率の補正は、「表 2-1、2-2、2-3、2-4 工種別共通仮設率表」の値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1101 313 1300 940"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table>	施工地域・工事場所区分		補正値（%）	市	市街地	2.0	山間僻地及び離島	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	1.5	地方部	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>表 3-2 共通仮設率の補正（施工地域、工事場所による補正率）</p> <p>施工地域、工事場所を考慮した共通仮設率の補正は、「表 2-1、2-2、2-3、2-4 工種別共通仮設率表」の値に下表の補正値を加算補正するものとする。</p> <p>なお、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="414 313 614 940"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>工事場所が一般交通等影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等影響を受けない場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>地方部</td> <td>工事場所が一般交通等影響を受けない場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <p>市街地：施工地域の人口集中地区（D1-D地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>D1-D地区とは、統計省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その半径が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>山間僻地：施工地域の事院規則における特種勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。（山間僻地の判定基準による）</p> <p>離島：施工地域の離島の地区をいう。</p> <p>地方部：施工地域の上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 工事場所の区分は、地方部に依りて行い、以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合</p> <p>① 工事場所において、一般交通の影響を受ける場合</p> <p>② 工事場所において、地下埋設物等の影響を受ける場合</p> <p>③ 工事場所において、500以内に入家等が建ち上がっている場合</p> <p>注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合は、補正率の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設率の補正は、「表 2-1、2-2、2-3、2-4 工種別共通仮設率表」の値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1101 313 1300 940"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table>	施工地域・工事場所区分		補正値（%）	市	市街地	2.0	山間僻地及び離島	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	1.5	地方部	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>記載箇所 訂正</p>
施工地域・工事場所区分		補正値（%）																																																																		
市	市街地	2.0																																																																		
山間僻地及び離島	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0																																																																		
	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	1.5																																																																		
地方部	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—																																																																		
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																																																		
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																																																		
	舗装工事																																																																			
	電線共同溝工事																																																																			
	道路維持工事																																																																			
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																																																		
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																																																		
	舗装工事																																																																			
	電線共同溝工事																																																																			
	道路維持工事																																																																			
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																																																		
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																																																		
	舗装工事																																																																			
	電線共同溝工事																																																																			
	道路維持工事																																																																			
施工地域・工事場所区分		補正値（%）																																																																		
市	市街地	2.0																																																																		
山間僻地及び離島	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0																																																																		
	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	1.5																																																																		
地方部	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—																																																																		
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																																																		
市街地	鋼橋架設工事	1.3																																																																		
	舗装工事																																																																			
	電線共同溝工事																																																																			
	道路維持工事																																																																			

区分	頁・行	誤	正	備考																																																
第1編 表7-2	要領 26	<p>表 7-2 現場管理費率の補正（施工地域、工事場所による補正率）</p> <p>施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、「表 4-1、4-2、4-3、4-4 工種別現場管理費率標準値表」の値に下表の補正値を加算補正するものとする。 なお、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="422 1120 646 1747"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市街地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td></td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>工事場所が一般交通等影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等影響を受けない場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は、「表 4-1、4-2、4-3、4-4 工種別現場管理費率標準値表」の値に下表の補正係数を乗じることとする。</p> <table border="1" data-bbox="758 1120 981 1747"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>工種区分</td> <td rowspan="4">1.1</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事 道階維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、建設省所管計画調整課による地区別人口密度が4,000人/km²以上、その定数が5,000人以上となっている地区をいう。 山間僻地：施工地域が山間僻地における特種動産手当を支給するためにより指定された地区、及びこれに準ずる地区をいう。（山間僻地の判定基準による） 離島：施工地域の離島の地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 工事場所の区分は、地方部に於いては、以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合 ① 工事場所において、一般交通の影響を受ける場合 ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ 工事場所において、50m以内に入業者が通っている場合</p> <p>注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合は、取扱い、以下のとおりとする。 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合は、補正率の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値（％）	市	市街地	1.5	山間僻地及び離島		0.5	地方部	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—	施工地域・工事場所区分		補正係数	市街地	工種区分	1.1	鋼橋架設工事	舗装工事	電線共同溝工事 道階維持工事	<p>表 7-2 現場管理費率の補正（施工地域、工事場所による補正率）</p> <p>施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、「表 4-1、4-2、4-3、4-4 工種別現場管理費率標準値表」の値に下表の補正値を加算補正するものとする。 なお、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="422 302 646 929"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市街地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td></td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>工事場所が一般交通等影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等影響を受けない場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、建設省所管計画調整課による地区別人口密度が4,000人/km²以上、その定数が5,000人以上となっている地区をいう。 山間僻地：施工地域が山間僻地における特種動産手当を支給するためにより指定された地区、及びこれに準ずる地区をいう。（山間僻地の判定基準による） 離島：施工地域の離島の地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>注2) 工事場所の区分は、地方部に於いては、以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合 ① 工事場所において、一般交通の影響を受ける場合 ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ 工事場所において、50m以内に入業者が通っている場合</p> <p>注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合は、取扱い、以下のとおりとする。 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合は、補正率の大きい方を適用する。</p> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は、「表 4-1、4-2、4-3、4-4 工種別現場管理費率標準値表」の値に下表の補正係数を乗じることとする。</p> <table border="1" data-bbox="1109 302 1332 929"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道階維持工事</td> </tr> </tbody> </table>	施工地域・工事場所区分		補正値（％）	市	市街地	1.5	山間僻地及び離島		0.5	地方部	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—	施工地域・工事場所区分		工種区分	補正係数	市街地	工種区分	鋼橋架設工事	1.1	舗装工事	電線共同溝工事	道階維持工事	<p>記載箇所 訂正</p>
施工地域・工事場所区分		補正値（％）																																																		
市	市街地	1.5																																																		
山間僻地及び離島		0.5																																																		
地方部	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0																																																		
	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—																																																		
施工地域・工事場所区分		補正係数																																																		
市街地	工種区分	1.1																																																		
	鋼橋架設工事																																																			
	舗装工事																																																			
	電線共同溝工事 道階維持工事																																																			
施工地域・工事場所区分		補正値（％）																																																		
市	市街地	1.5																																																		
山間僻地及び離島		0.5																																																		
地方部	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0																																																		
	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—																																																		
施工地域・工事場所区分		工種区分	補正係数																																																	
市街地	工種区分	鋼橋架設工事	1.1																																																	
		舗装工事																																																		
		電線共同溝工事																																																		
		道階維持工事																																																		

平成27年10月 土木工事積算要領正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
第1編	要領 29	<p>図1</p>	<p>図1 共通仮設費率、現場管理費率の補正（大都市、施工地域、工事場所による）フロー図</p>	記載内容の訂正
第1編	要領 29	<p>図1</p>	<p>図1 共通仮設費率、現場管理費率の補正（大都市、市街地施工地域、山間僻地による）フロー図</p>	記載内容の訂正

※工事場所において施工地域区分が異なる地域がある場合は、再度フローを行い、それぞれの補正値から最大値を適用する（「上」内口限る）。

なお、施工場所が異なる工事の場合は、施工場所毎に補正値を決定する。

表 3-2 共通仮設費率の補正（施工地域、工事場所による補正率）

施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表 2-1、2-2、2-3、2-4 工種別共通仮設費率表」の値に下表の補正値を加算補正するものとする。

なお、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値（％）
市 街 地		2.0
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0
地 方 部	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.5
	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。
D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山 間 僻 地：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。（山間僻地の判定基準による）

離 島：施工地域が離島の場合をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 工事場所の区分は、地方部に於いて行い、以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合

- ① 工事場所において、一般交通の影響を受ける場合
- ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③ 工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は、「表 2-1、2-2、2-3、2-4 工種別共通仮設費率表」の値に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.3
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

表 7-2 現場管理費率の補正（施工地域、工事場所による補正率）

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、「表 4-1、4-2、4-3、4-4 工種別現場管理費率標準値表」の値に下表の補正值を加算補正するものとする。
なお、コンクリートダム・フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正值（％）
市 街 地		1.5
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5
地 方 部	工事場所が一般交通等影響を受ける場合	1.0
	工事場所が一般交通等影響を受けない場合	—

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。
D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別人口密度が
4,000人/k m²以上で、その全体が 5,000人以上となっている
地域をいう。

山 間 僻 地：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために
指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。（山間僻地の判定基準による）

離 島：施工地域が離島の場合をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

注2) 工事場所の区分は、地方部に於いて行い、以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合

- ① 工事場所において、一般交通の影響を受ける場合
- ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③ 工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

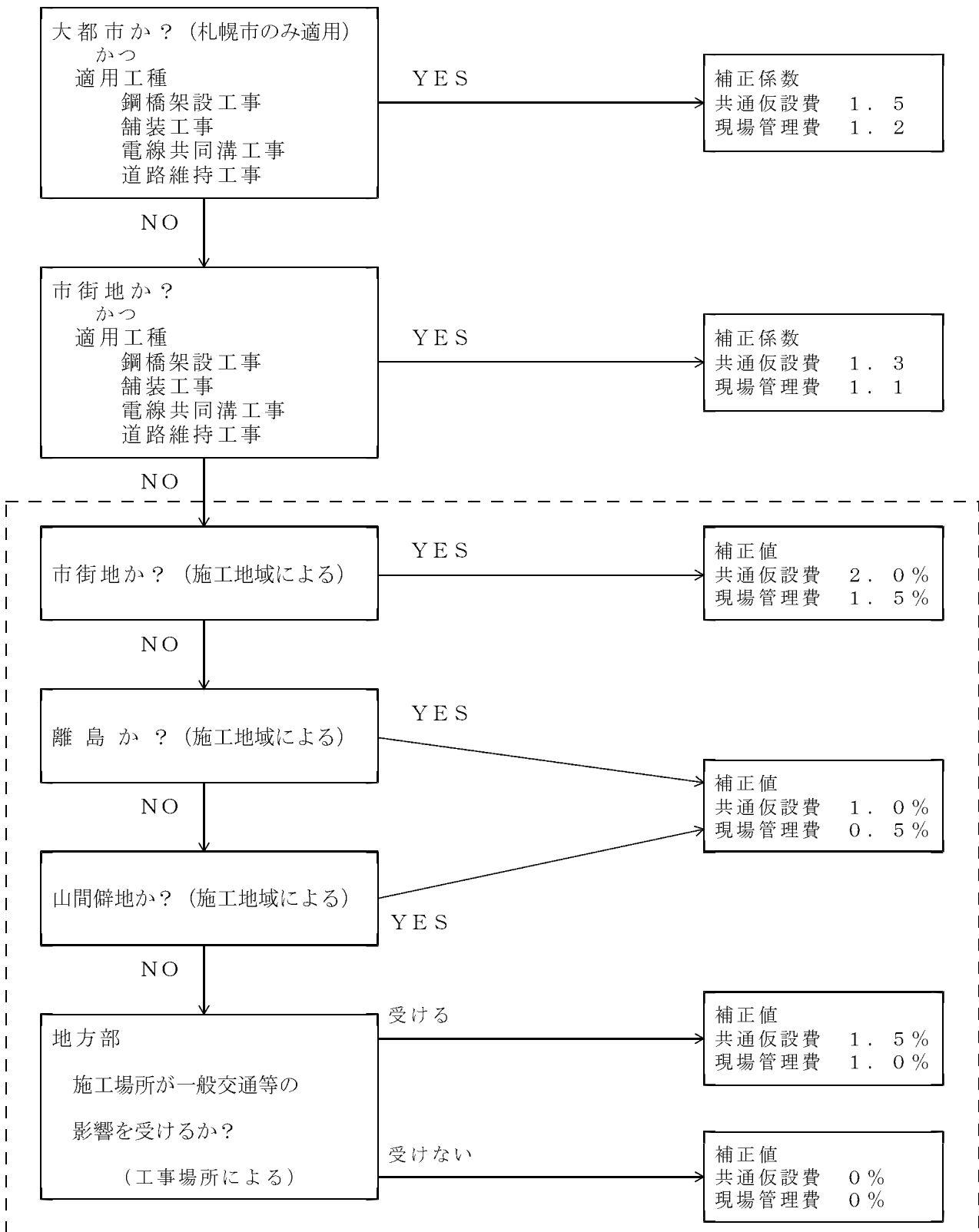
注3) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は、「表 4-1、4-2、4-3、4-4 工種別現場管理費率標準値表」の値に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

図 1 共通仮設費率、現場管理費率の補正（大都市、市街地施工地域、工事場所による）フロー図



※工事場所において施工地域区分が異なる地域がある場合は、再度フローを行い、それぞれの補正值から最大値を適用する（「」内に限る）。

なお、施工箇所が点在する工事の場合は、施工箇所毎に補正值を決定する。